

耐水性で発散作用のある履物用靴底事件（審決取消訴訟事件）	
事件の表示	平成18年（行ケ）第10422号 平成19年3月29日判決言渡 原告：ポル スカルプ スポルティブ エス. アール. エル. 被告：特許庁長官
判決	特許庁が不服2002-17337号事件について平成18年4月26日にした審決を取り消す。
参照条文	特許法第29条第2項
キーワード	後知恵

〔事実関係〕

1. 事案の概要

本件は、原告が進歩性欠如を理由とする拒絶査定維持との審決に対する取り消しを求めた訴訟であり、審決が取り消された事案である。

2. 手続きの経緯

原告（特許出願人）は、発明の名称を「耐水性で発散作用のある履物用靴底」とする発明について特許出願（特願平9-59875号）をしたが、進歩性欠如の拒絶査定が拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判を請求した（不服2007-17337）。これに対し、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をした。そこで、原告は審決に対する取り消しを求めた。

3. 本願発明の内容

[補正後の特許請求の範囲]

請求項数：6項、独立請求項：請求項1

【請求項1】

履物用の耐水性で通気性のある靴底（10；110；210）であって、
革又はそれと類似の材料でできた同様に通気性の底（11；111；211）、
上部領域で上記の底を少なくとも部分的に被覆する通気性でかつ耐水性の材料からなる膜（12；113；211）

および

少なくとも周縁に沿って上記の底と共に組み合わせられ、少なくとも該膜の影響を受ける領域に1つ以上の貫通孔（14；115；214）を備えた、ゴム又はそれと同等に不透過性の材料でできた少なくとも1つの上部部材（13；114；213）とからなり、
上記の上部部材が上記膜の少なくとも周辺領域を被覆することを特徴とする靴底。

[本願明細書の内容]

(a) 課題：耐水性及び空気透過性を有し、発散作用を奏する。

(b) 発明(靴底)の構成要件：

①通気性の底 (11 ; 111 ; 211) 、

②通気性且つ耐水性の材料からなる膜 (12 ; 113 ; 211)

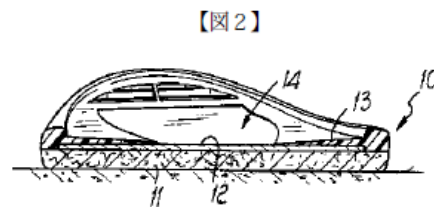
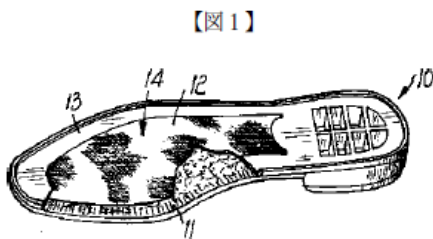
→上部領域で、底(①)の少なくとも一部を被覆

③1つ以上の貫通孔 (14 ; 115 ; 214) を備えた不透過性の上部部材 (13 ; 114 ; 213)

→i) 貫通孔は膜(②)の影響を受ける領域に形成されている

ii) 少なくとも周縁に沿って底(①)と共に組み合わせられる

④上部部材(③)が膜(②)の少なくとも周辺領域を被覆する



4. 引用例の内容

(1) (主)引例1 (実公平2-125604号公報) の内容

(a) 発明:靴底上面の少なくとも踏付け部に、通気性を有する防水部材を積層

(b) 効果:通気性と防水性を備える

(c) 本発明との一致点:①, ②

本発明との相違点:③, ④

(2) 副引例 (相違点③, ④が開示された引例)

・(副)引例2 (実公昭63-161506号公報) の内容

(a) 発明:靴底に、防水性の部材が積層

(爪先部分以外には軟質材と硬質材とを積層、爪先部分は軟質材の単層構造)

(b) 効果:爪先の動きに対応しやすい

・(副)引例3 (実公昭64-15505号公報) の内容

(a) 発明:靴底に、防水性の部材 (皮革) が積層

(爪先部分以外には軟質材と硬質材とを積層、爪先部分は軟質材の単層構造)

(b) 効果:皮革を靴底に密着させ、靴底の保型性に優れる

・(副)引例4(実公昭64-15505号公報)の内容

(a) 発明:靴底(皮革)と、合成樹脂の積層体とを積層

(b) 効果:合成樹脂が皮革から剥がれにくい。

5. 特許庁の判断

(主)引例1の防水性を向上させるために、防水部材が積層されていない部分に、(防水性の)合成樹脂を積層すると(=(副)引例2~4の構成を適用すると)、本発明に容易に想到し得る。

6. 裁判所の判断

確かに、引用発明において、防水性を向上させるため革製本底1の上面が露出する部分に対して合成樹脂を積層すれば、革製本底1の上面が露出する部分は周縁であるから、「貫通孔を備えた不透過性の材料でできた上部部材」を採用すること、すなわち、本願発明の相違点の構成を採用することにより、引用発明の防水性をより向上させることができるが、引用発明は、防水性を「通気性を有する防水部材」を積層することにより達成しているものであり、かつ、「本実施例のように踏付け部のみに防水布2(判決注:本願発明の「通気性でかつ耐水性の材料からなる膜」に相当)を積層配置しただけで十分に効果的である」(甲1の明細書5頁第2段落)とあるように、それで足りるとしているものである。

引用例には、更に防水性を高めるために「不透過性の材料でできた上部部材」で覆うというようなことについては記載も示唆もなく、また、審決が周知技術として引用する甲2刊行物ないし甲4刊行物にも記載がないのであるから、防水布の通気性を保つために貫通孔を備えた不透過性の材料でできた上部部材により被覆するという本願発明の相違点に係る構成を採用することが、当業者に容易想到とすることはできない。被告の上記主張は、裏付けのない主張であり、本願発明の相違点に係る構成を後から論理付けしたものであるというほかなく、採用することができない。

7. 考察

(主)引例 1 の構成により防水性が達成されているにもかかわらず、さらに防水性を向上させるということが考えられない (→阻害要因)。

以上